

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、総務経理業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、普通乗用自動車を運転して出勤途中、信号待ちのため停車していたところ、後続の普通貨物自動車に追突されて負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C医療機関を受診し、「外傷性頭蓋内出血疑い、頸部捻挫、頭部外傷Ⅰ型、頭部打撲、左側胸部打撲傷」と診断され、同月○日、D医療機関に転医し、「頸椎捻挫、両肩打撲傷、上背部打撲傷、左側胸部打撲傷、腰部打撲傷」と診断され、療養の結果、同年○月○日をもって治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が治癒後、障害が残存するとして、障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）準用第12級に該当すると認め、同等級に相当する障害補償の額から既存障害の障害等級第14級に相当する障害補償の額を差し引いて支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。また、障害等級第12級に相当する給付の額から同第14級に相当する額を差し引いて支給することが妥当と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件障害給付支給請求書裏面のE医師作成の○年○月○日付け診断書及び請求人の申立てからみて、本件災害により請求人に残存する障害として検討すべきものは、①頸から左背中への痛み、②左肩甲骨にかけた痛み、③左腰の痛み及び左臀部から左大腿と足の付け根におけるしびれのない痛みであると認められる。

当審査会では、改めて一件記録を精査したところ、請求人のこれらの神経障害の程度について、F医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、頸部痛は「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当するとし、また、腰部痛は頑固な神経症状であり「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」(障害等級第12級の12)に該当する旨述べており、当審査会としても、同医師の見解は画像所見や神経学的所見を踏まえた妥当なものと判断することから、請求人に残存する障害を総合的に考察し、併合の方法を用いて判定したところ、決定書(略)理由に説示のとおり、準用等級第12級に該当すると判断する。

(2) 次に、請求人の既存障害についてみると、請求人には○年○月○日に発生した業務災害による頸部痛及び左肩関節痛が認められ、自動車損害賠償責任保険

により障害等級第14級と認定された事実が認められる。当審査会としても、同認定は妥当なものと是認し得るところであり、本件災害による障害と既存障害は、いずれも障害系列表「系列13」の同一系列に属する神経症状に関する障害として評価されるべきであると判断する。

そうすると、当審査会としても、決定書(略)理由に説示のとおり、本件災害による請求人に残存する障害は準用等級第12級であるところ、請求人はこの障害と同一系列に属する既存障害として障害等級第14級の障害を有していたことから、請求人の障害は、労災則第14条第5項に規定する「障害の程度を加重した」場合に該当し、支給すべき額は、同規定の定めるところにより、本件災害による残存する障害の準用等級第12級に相当する額から既存障害の障害等級第14級に相当する額を差し引いた額によるべきであると判断する。

なお、請求人は、○年○月○日付け上申書で、本件災害による障害は既存障害とは異なる部位に生じたものであり、同一の部位として加重として取り扱われるべきではない旨主張するので検討する。

加重には該当しない新たな神経症状として別個に評価して障害等級に相当する障害給付を支給するか否かの判断は、新旧双方の受傷部位、その程度、予想される症状、当該障害の労働能力への影響の程度等を総合的に検討して決定すべきであると思料するところ、本件について、子細に検討した結果、上記判断のとおりであり、請求人の主張は採用することができない。

- (3) さらに、請求人は同上申書で、既存障害は治癒していた可能性が高く、症状は一応治まっていたものと推認でき、既存障害が残存していたとは言い難く加重として取り扱うべきではない旨主張するので検討する。

請求人の主張は、症状固定とされた障害の症状がその後消退したとの前提に立っているが、そもそも障害の評価は治療を受けても症状の改善が見込めない症状固定時期に実施すべきであるという障害認定上の取扱いや、既存障害が業務災害によるもので障害補償一時金に該当する場合、支給決定後における障害の程度の変更のいかんにかかわらず、当初認定した障害等級又は支給額を変更する取扱いは法令上規定されておらず変更の余地はないと考えられることなどに照らし、請求人の主張は採用することができない。

- (4) したがって、障害等級第12級に相当する額のうち、障害等級第14級に相

当する額は既に支給されているからこれを控除し、その差額分を支給することは妥当であると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。